

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和5年度後期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

令和5年9月1日

群馬県知事 山本 一 太

1 実施職種

- (1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造
- (2) 1級及び2級 鍛造（プレス型鍛造に係るものに限る。）、金型製作（プレス金型製作及びプラスチック成形用金型製作に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、シーケンス制御、プリント配線板製造（プリント配線板設計に係るものに限る。）、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き、印刷箱製箱及び貼箱製造に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形の実技試験に係るものに限る。）、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。)
- (3) 3級 造園、機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て、シーケンス制御、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）及び電気製図
- (4) 単一等級 電子回路接続、エーエルシーパネル施工及びバルコニー施工

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和5年12月4日（月）から令和6年2月11日（日）までの間において、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和5年11月27日（月）以降職能協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○1級及び2級 鍛造、機械検査、シーケンス制御、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験 ○3級 電気機器組立て、シーケンス制御及び配管	令和6年1月21日（日）

<ul style="list-style-type: none"> ○特級 全職種 ○1級及び2級 金型製作、工場板金、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、石材施工、パン製造、防水施工及び機械・プラント製図 ○3級 造園、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作及び機械・プラント製図 ○単一等級 バルコニー施工及びエーエルシーパネル施工 	令和6年1月28日(日)
<ul style="list-style-type: none"> ○1級及び2級 プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図及び塗装 ○3級 機械加工、機械検査、プラスチック成形、建築大工、テクニカルイラストレーション及び電気製図 ○単一等級 電子回路接続 	令和6年2月4日(日)

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

- (1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第68号）別表に定める額とする。
- (2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定する口座に納付すること。
 なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除に係る手数料の納付は要しない。
 また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない（ただし、試験を実施しない場合を除く。）。

5 受検申請の手続

- (1) 提出書類
 - ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
 - イ 本人確認書類（運転免許証、保険証の写し等）
 - ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- (2) 提出先 郵便番号372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会
電話0270-23-7761
- (3) 受付期間 令和5年10月2日（月）から同月13日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (4) 受検申請に関する注意
 - ア 申請書及び案内書は、職能協会で作成する。
 なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、職能協会ホームページの受検案内・受検申請書等送付依頼フォームから申し込むこと。
 - イ 申請書を郵送する場合は、提出書類を同封の上、簡易書留で送付すること。

6 合格の発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者の受検番号は、令和6年3月8日（金）に群馬県ホームページに掲載する。
- (3) 技能検定合格証書等の交付 特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が

交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、特級、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 受検手数料の減免措置

(1) 若年者に対する実技試験受検手数料の減免措置について、対象者を以下のとおりとする。

2級又は3級を受検する25歳未満の雇用保険被保険者

(2) 当該減免措置の対象者は、雇用保険被保険者であることの証明として、受検申請時に上記5(1)に加えて以下のいずれかの書類を提出すること。

ア 雇用保険被保険者証の写し

イ 直近の給与明細の写し

ウ 就労証明書

8 その他 技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。